

事業者公募要項

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-1	1	1章	4				現状設備によるCO2削減効果はどの程度でしょうか。	様式5-11をご参照下さい。
要項-2	1	1章	4				「現状のガスエンジン発電設備の設置状況」につきまして、ガスエンジンの法定耐用年数は15年と認識しておりますが、横浜市殿の考える既設のガスエンジンの耐用年数は20年というように読み取れます。耐用年数に関する横浜市殿のお考えをご教示願います。	運用上の耐用年数は20年程度と考えています。
要項-3	1	1章	4				「現状のガスエンジン発電設備の設置状況」につきまして、既設のガスエンジンの償却方法をご教示願います。	残存価額10%15年定額法。その後残存価額5%まで償却します。
要項-4	1	1章	4	(2)			従来方式による建設費用及び維持管理費用の公表はなされないのでしょうか。	「特定事業の選定」における資料以外の公表予定はありません。
要項-5	1	1章	4	(2)			「従来方式以上の建設・維持管理にかかるコスト削減を図る」とありますが、既設ガスエンジンによる発電原価の実績をご教示願います。	「特定事業の選定」における資料以外の公表予定はありません。
要項-6	1	1章	4	(2)			「従来方式以上の建設・維持管理にかかるコスト削減を図る」とあります。実施方針に対する質問の回答において、電力会社との契約内容はご提示頂いたのですが、具体的な購入電力料金（基本料金、総買電料にかかるフラット単価）のご提示をお願い致します。	「特定事業の選定」における資料以外の公表予定はありません。
要項-7	1	1章	4	(2)			既設のガスエンジンにつき、今までのトラブル発生回数をご教示願います。	現在確認中です。確認でき次第お知らせ致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-8	2	1章	5	(1)			「市に所有権を移転し、…事業期間中の維持管理業務等を遂行する方式(BT0)」とありますが、更新工事費用(補助金対象分を除く)について、事業者側の会計上の処理につきご教示ください。	売上としての計上を想定しておりますが、現在、その取扱いについて検討中です。
要項-9	2	1	5	(1)	イ		50号機の取扱は応募者の提案による(ただし、事業期間中の廃棄は認めない)とありますが、これは事業期間中において事業者の過失なく修補あるいは更新の必要性が生じた場合、貴局の負担により50号機の修補あるいは更新を実施すると考えてよろしいですか。	事業者の負担とさせていただくこととしています。
要項-10	2	1章	5	(2)			公募要項には発電棟保守管理業務が事業内容として記載されていませんが、本業務が事業契約書(案)に盛り込まれた意図を教示願います。また、現状、保守管理に要する費用の評価が出来ないため、建物の状態を知るための情報の提示をお願いします。	業務要求水準書及び事業契約書(案)のとおりとし、公募要項を修正いたします。建物の状態については現地調査結果等によりご判断下さい。
要項-11	2	1章	5	(2)	ウ		既設設備の瑕疵担保責任については、全て、市または既設業者の負担でよろしいでしょうか。	既設設備の瑕疵担保であることが、特定できる限りにおいては、ご質問のとおりです。
要項-12	2	1章	5	(2)	ウ		新規ガスエンジン発電設備及び既設の50号機は、現在の中央監視所から切り離し、新規の監視所から監視制御することは可能ですか。	業務要求水準を満たす限りにおいて、ご質問のような提案を否定するものではありません。
要項-13	3	1章	5	(4)	ア		「消化ガスを全量、適正に消費すること」とありますが、余剰燃焼装置を使用することは「適正な消費」の中に含まれるという解釈でよろしいでしょうか？	「可能な限り電力と熱供給のために消化ガスを消費し、やむを得ない場合のみ安全燃焼装置を用い、大気放出は絶対に避けること」を以て「適正な消費」と考えてください。
要項-14	3	1章	5	(4)	イ		温水の供給能力について、季節的な需要の変動が把握できるデータを提示願います。	様式5-4-3の「消化槽加温必要熱量」欄の1割増の熱量を目安としてください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-15	3	1章		(5)	ア		「PFI事業者の収入は、設備の更新建設工事に伴う対価並びに電力及び温水供給の対価からなる」とありますが、市から事業者を支払う名目としては、設備の更新建設工事に伴う対価分については、割賦払いのイメージで宜しいのでしょうか。ご教示願います。	割賦払いのイメージですが、あくまでも電力料金・温水料金の基本料金部分を構成するに留まります。
要項-16	4	1章	5	(5)			更新建設工事に伴う費用相当について、「更新建設に伴う対価の支払い」及び、「建設負担金の返却」が、それぞれ引き渡し時の支払い、電力及び温水の基本料金として20年間にわたって支払い、のどちらにあたるのかご教示ください。	「更新建設に伴う対価の支払い」とは引渡時の支払いを指します。他方、「建設負担金相当額」とは、電力料金及び温水料金として20年間（発電設備によっては異なる）にわたり支払われる額を指します。
要項-17	4	1章	4	(5)	イ		「応募者は、市が国庫負担・補助金を受領できるよう、協力することとする」とありますが、「応募者」は、「優先交渉権者」の誤りであると考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。「優先交渉権者」と修正致します。
要項-18	4	1章	5	(5)	イ		国庫補助金はどのタイミングで下りのでしょうか。新規発電設備の更新の都度、それとも、更新対象発電設備全てが更新されてから、纏めて補助申請するのでしょうか。更に、申請は常時受け付けているのでしょうか、それとも年度毎等で取り纏めて申請するのでしょうか。申請してから実際に補助金がおおりて事業者に入金されるまでの期間（例えば、およそ1ヵ月後、半年後等）をご教示下さい。	全工程に係る設計費・工事費を一括で補助金申請を行い、各年度末に部分支払を受けることを想定しています。なお、工事完了後、事業契約書（案）に定める一定の期間内に対価を支払うことを想定しています。
要項-19	4	1章	5	(5)	イ		市が想定する補助金を申請する時期および決定する時期を教示ください。	事業の契約交渉によります。
要項-20	4	1章	5	(5)	イ		国庫補助金は消費税等額を含んで下りのでしょうか。	消費税が含まれます。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-21	4	1章	5	(5)	イ		建設費、設計費の定義(内容と範囲)をご教示ください。	国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課/監修『下水道事業の手引き』を参照ください。
要項-22	3	1章	5	(5)	イ		消化タンク加温必要熱量(給湯・空調用熱量除く)の最大値が11,000MJ/hということでしょうか。	ご質問の通りです。
要項-23	3	1章	5	(5)	ウ		使用圧力に制限はありますか(<0.97MPaの範囲で)。	0.8Mpaを目安としてください。
要項-24	4	1章	5	(5)	エ		「新規発電設備の供用開始前には支払われない」とありますが、一部供用開始した場合の扱いをご教示ください。	新規発電設備については、各新規発電設備の完了確認を行い、その後は運営を開始できることとしています。この場合、当該新規発電設備に係る建設負担金相当額及び支払利息は運営開始日より支払われることとなります。詳細は、事業契約書(案)を参照ください。
要項-25	4	1章	5	(5)	ウ		前払い金とは、更新建設期間2年間それぞれ年度の予定される出来高のうち、設計費の3割、更新工事費の4割に相当する額という解釈でしょうか。また、ここでいう、更新建設工事費とは、設備の更新建設工事に伴う対価のうち、設計費以外の部分という解釈でしょうか。	ご指摘の通りです。
要項-26	4	1章	5	(5)	ウ		事業者が建設負担金を調達しますと、資金調達のための金利が発生いたします。建設負担金相当の支払いには、事業者で発生する利息など含まれますでしょうか。	市がPFI事業者に支払う電力料金及び温水料金の基本料金には、建設負担金相当額の支払利息相当額が含まれます。
要項-27	4	1章	6				新設発電設備の全面供給開始とはいかなる状態を示すかご教示ください(段階引渡しと考えると考えます)	撤去工事を含む全ての更新建設工事の完了を意味します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-28	4	1章	6				平成19年度中に全面切り替えを行えば良いのでしょうか？（例えば、平成19年度の後半に最後の部分引渡し完了してもよろしいですか？）	19年度中にすべての新規発電設備の運営・維持管理を開始してください。
要項-29	4	1章	6				平成17年度に既設発電設備の管理がPFI事業者に移管された後の電気・熱の料金については支払われると考えてよろしいですか。	既設発電設備の維持管理・運営に係る維持管理費用相当額は、全額、電力料金として支払います。
要項-30	4	1章	6				上記に関連して、平成20年度以降に解体撤去工事を行ってもよろしいですか？	撤去工事を含む全ての更新建設工事を平成19年度中に行ってください。
要項-31	4	1章	6			注	供給開始後の既設発電設備の解体撤去工事費用は予め国庫補助対象に含める、もしくは事後申請でも補助対象とすることは可能でしょうか。	予め対象と致します。
要項-32	5	2章	1	(1)			維持管理、運営 の定義をご教示ください。	「維持管理企業」は「建設企業」に対する用語であり、事業契約書（案）第38条に規定する各業務に従事する企業を言います。
要項-33	6	2章	3	(2)			「運営」にあたる企業については資格要件は必要ないのでしょうか。	事業契約書（案）第38条に規定する各業務に従事する場合は公募要項第2章 3（2）の資格要件を満たすことが必要です。
要項-34	8	2章	1	(2)			代表者以外の構成員は、必ずしも出資しなくて良いとの理解で宜しいでしょうか。この質問については、資格確認申請にも係ってきますので、確認申請書提出日前に御回答頂けますようお願い致します。	構成員は特別目的会社に必ず出資して下さい。
要項-35	12	4章	5	(3)			資格要件を満たした応募企業又は応募グループはHP等で公表されるのでしょうか	選考過程では公表いたしません。最終的な審査講評の公表時には公表を致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-36	13	3章	7	(1)			応募グループにおける「構成員」の定義をご教示願います。	「構成員」とは、応募グループを構成する企業を指します。「構成員」以外で、事業開始後特別目的会社から直接、契約又は請負によって本事業に関する業務に携わる企業を「協力会社」と呼びます。「構成員」は特別目的会社に必ず出資するものとし、当該応募グループが優先交渉権者となった際に、市と本事業契約に係る交渉を行う相手方となります。また、「構成員」が事業開始後に特別目的会社と直接に契約・請負により本事業に携わる場合には、当該業務に必要な登録等（公募要項第2章3参照）を有する必要があります。 なお、上記内容を反映し、公募要項等で構成員の出資義務に関連する箇所では整合性のとれていない部分を修正する予定です。
要項-37	15	4章	9	(9)			工事履行保証保険契約は事業契約締結後、着工直前までに契約を締結することによるのでしょうか。	契約締結時までには締結する必要があります。
要項-38	15	4章	9	(9)			事業者が市を被保険者とする履行保証保険を付保することとなっていますが、新設する信用力の低い事業者が保険付保する場合は保険料が割高となります。構成員が事業者を被保険者とする履行保証保険を付保し、貴局は履行保証保険に対して質権を設定することとできないのでしょうか。	可能とします。公募要項、事業契約書（案）の関連箇所を修正いたします。
要項-39	18	6章	2	(4)			市の事前承諾基準を教えてください。	事業の安定性が損なわれないかについて、各事案毎に判断します。
要項-40	19	6章	7	(2)			市の事前承諾基準を教えてください。	事業の安定性が損なわれないかについて、各事案毎に判断します。
要項-41	19	6章	7	(3)			市の事前承諾基準を教えてください。	事業の安定性が損なわれないかについて、各事案毎に判断します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-42	19	6章	8	(2)			市とPFI事業者の責任分担について、事業契約書(案)の内容を含めた形で、実施方針で提示された「リスク分担に関する基本的な考え方」(案)を改定して提示願います。	後日提示致します。
要項-43	22	8章	2	(1)	ア		「設計図書を市に提出し、確認を受ける必要がある。」とありますが、この確認行為とは、業務要求水準書、PFI事業者と横浜市様の契約事項を満足していることを確認するためのものであり、業務内容水準書と契約事項を超える要求をPFI事業者に課すものではないと解釈してよろしいでしょうか？	ご指摘の通りです。
要項-44	22	8章	2	(1)	ア		「建設現場で市の確認を受けるものとする。」とありますが、この確認行為とは、業務要求水準書、PFI事業者と横浜市様の契約事項を満足していることを確認するためのものであり、業務内容水準書と契約事項を超える要求をPFI事業者に課すものではないと解釈してよろしいでしょうか？	ご指摘の通りです。